

個人情報保護管理規程

制定 令和4年8月1日

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、当社における「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の遵守を目的として、個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針および個人情報を保護するうえで必要な事項を規定する。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社が保有するすべての個人情報、およびこれを取り扱う従業者に適用する。
但し、特定個人情報の取扱い（利用目的の特定、取得、利用、提供等に関する事項）については、本規程の一部及び関連基準の一部は適用範囲外とし、特定個人情報所管部門が別途定める規定に準ずる。

第3条（個人情報保護方針）

当社は、個人情報の重要性を考慮し、以下の基本方針に基づいて行動する。

(1) 個人情報保護規程の策定・継続的改善

役員および従業員（派遣社員を含む）が個人情報保護の重要性の理解を深め、個人情報を適切に取り扱うための個人情報保護規程を策定し、その周知徹底をはかり、実施し、維持し、継続的改善に努める。

(2) 個人情報の取得・利用・提供および個人情報の取り扱いの委託の適正化

当社で個人情報を取り扱うことを考慮し、それぞれの業務実態に応じた個人情報保護の管理体制を確立するとともに、個人情報の取得、利用、提供および個人情報の取り扱いの委託に際しては、法令、諸規則を遵守し適正に行う。

(3) 安全対策の実施

個人情報への不正アクセス、または個人情報の紛失、破壊、改竄、漏えいなどの防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的および技術的な安全対策を講じる。

(4) 本人の権利尊重

個人情報に関する本人の権利を尊重し、本人からの自己の個人情報の開示、訂正、使用停止、消去などの要求に対しては、法令、諸規則を遵守し適正に行う。

(5) 法令・諸規則の遵守

個人情報保護に関する法令、諸規則を遵守する。

第4条（用語の定義）

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

②個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号

次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

EU又は英国域内から十分に認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPR及び英国GDPRそれぞれにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、個人情報取扱事業者は、当該情報について要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。（下線部は、補完的ルール(1)による）

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- ①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの
- ②前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(5) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人等
- ④地方独立行政法人

(6) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(7) 保有個人データ

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

個人情報取扱事業者が、EU又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、保有個人データとして取り扱うこととする。なお、EU又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データであっても、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、「保有個人データ」から除かれる。（下線部は、補完的ルール(2)による）

(8) 個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(9) 個人関連情報取扱事業者

個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものを事業の用に供してい

る者をいう。ただし、第4条(5)各号に掲げる者を除く。

(10) 仮名加工情報

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

①本規程第4条(1)①に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

②本規程第4条(1)②に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(11) 仮名加工情報取扱事業者

仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（仮名加工情報データベース等）を事業の用に供している者をいう。ただし、本規程第4条(5)各号に掲げる者を除く。

(12) 匿名加工情報

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

①本規程第4条(1)①に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

②本規程第4条(1)②に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(13) 匿名加工情報取扱事業者

匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（匿名加工情報データ

ベース等)を事業の用に供している者をいう。ただし、本規程第4条(5)各号に掲げる者を除く。

(14)非識別加工情報

国の行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報について、特定の個人が識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。なお、当社では、非識別加工情報は匿名加工情報と同様な扱いとする。

(15)漏えい

個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。

(16)滅失

個人データの「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。

(17)き損

個人データの「き損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

(18)個人番号

番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(19)特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(20)個人情報保護委員会

個人番号を含め個人情報の適正な取り扱いを確保するために設置された行政機関(内閣府の外局として、内閣総理大臣の所管に属する行政委員会)。個人情報保護法および番号法に基づいて、個人情報の監視・監督、苦情相談、リスク対策評価の指針作成、個人情報保護に関する基本方針の策定・推進などを行う。

(21)オプトアウト

個人情報の第三者提供にあたりあらかじめ以下の4項目を本人に通知するかまたは、本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することを言う。

- ①第三者への提供を利用目的とすること
- ②第三者に提供される個人データの項目
- ③第三者への提供の手段又は方法
- ④本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること

(22) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(23) 本人の同意

本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることを確認できていることが前提となる。)

(24) 従業者

個人情報取扱事業者の組織内にあつて直接間接に組織の指揮監督を受けて組織の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員など）だけでなく、雇用関係にない従事者（役員、派遣社員など）も含まれる。

(25) 個人情報保護関連文書

本規程および当社・各部門の判断により作成される個人情報保護に関する基準書や手順書などの文書

(26) E U

欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA: European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）をいう。

(27) G D P R

個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令 95/46/EC の廃止に関する欧州議会および欧州理事会規則（一般データ保護規則）（REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)）をいう。

(28) 英国 G D P R

個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する 2016 年 4 月 27 日欧州議会及び欧州理事会規則（英国一般データ保護規則）（REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (United Kingdom General Data Protection Regulation)）をいう。

(29) 十分性認定

G D P R 第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定及び英国においてこれに相当する決定をいう

(30) 補完的ルール

個人情報保護委員会が、EU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関して、個人情報保護に関する法令及びガイドラインに加えて、最低限遵守すべき規律を示すものとして策定したルール。正式名称は、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」。

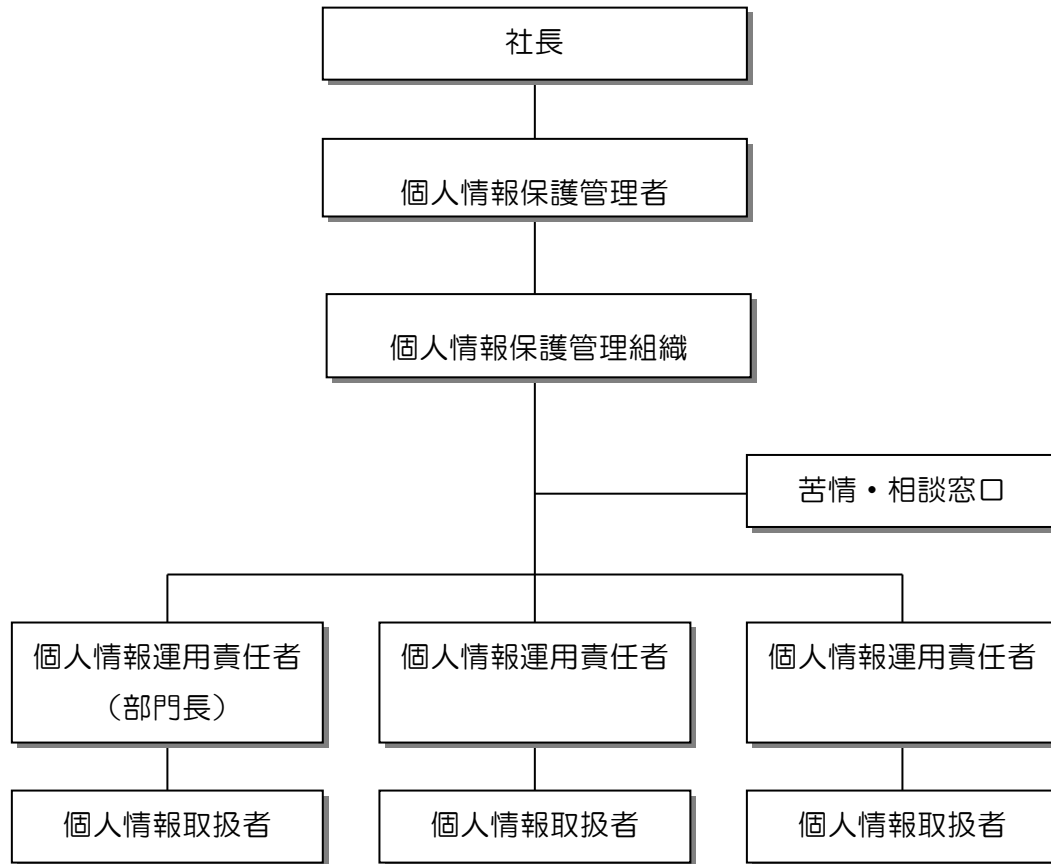
第5条（改廃）

この規程の改訂・廃止・確認は、管理部長が上申し、社長が決裁する。

第2章 個人情報保護の管理体制と役割

第6条 (体制)

当社は、個人情報保護のために、個人情報保護対策に取り組む体制を定める。



第7条 (役割)

当社の個人情報保護管理体制における各役割を以下に示す。

(1) 社長

社長は、個人情報保護の実践を公正かつ効果的に確保するために、個人情報保護管理者を任命する。

(2) 個人情報保護管理者

個人情報保護管理者は、個人情報保護の実践を公正かつ効果的に確保する責任を負い、法令、諸規則に基づき必要かつ適正な範囲内において、個人情報保護に関する重要事項を社長の承認を得て決定し、個人情報保護管理組織を設置し、必要に応じて見直しを行う。また、社内外の本人からの苦情や相談に適切に対応するために苦情・相談窓口を設置する。

(3) 個人情報保護管理組織

個人情報保護管理組織は、個人情報保護に関する諸制度の策定、および円滑な運用（安全

対策の実施、実施状況の調査など)のために以下の業務を遂行する。

①規程などの整備

個人情報保護に関する規程などの作成を行う。法令・諸規則の改正、組織変更、社会情勢の変化、関連技術の発展などに応じて、規程などが常に合理的かつ現実に即したものとなるよう、必要に応じて適宜見直しを行う。

②部門の基準書や手順書などの作成支援

各部門の判断により作成される個人情報保護に関する基準書や手順書などの作成を支援する。

③個人情報保護に関連する法令、諸規則の周知徹底および個人情報保護教育

個人情報保護に関する最新の法令や諸規則を社内に提示する。また、すべての従業員に対して法令や諸規則の周知徹底および個人情報保護教育を行うため、個人情報運用責任者に対して必要とされる情報の提供や教育を行う。

④個人情報漏えい事故等に関する報告連絡体制の整備、関連機関への報告、本人への通知および対策指示

個人情報取扱事業者が本規程に違反し、または個人情報漏えいなどの事故やその疑いが判明した場合に適切かつ迅速に対応できるよう、報告連絡体制を整備する。また、個人情報漏えい事故が発生した場合は、速やかに個人情報保護委員会（認定個人情報保護団体の対象事業者以外の場合）または認定個人情報保護団体（認定個人情報保護団体の対象事業者の場合）および所管会社への報告を行う。さらに、個人情報漏えい事故の再発を防止するため、個人情報運用責任者、IT所管部門などの協力の下、発生原因などを究明し、関係者に対して適切な対策を指示する。

⑤個人情報保護の実施状況の確認

必要に応じて各部門の個人情報保護の実施状況を確認する。富士電機株式会社の個人情報保護管理組織は、必要に応じて当社の個人情報保護の実施状況を確認することができる。

⑥苦情および相談の調査・分析

苦情・相談窓口に寄せられた苦情および相談の内容を調査・分析し、再発防止策などを検討する。

⑦その他、個人情報保護の改善、向上

上記①から⑥のほか、個人情報保護に関する事項の情報収集、周知徹底、照会応答などを関係部門と連携をはかりながら行う。

(4) 個人情報運用責任者

各部長、所長を個人情報運用責任者とする。

個人情報運用責任者は、部門内の従業員が取り扱う個人情報に対して適切な保護対策が日常的に整備され、運用されていること、およびそれを監視することの全般的な責任を負い、以下の業務を遂行する。

- ①個人情報の重要度による分類および個人情報取り扱い台帳による管理
- ②個人情報の管理方法の決定および定期的な見直し
- ③各部門の判断による個人情報保護に関する基準書や手順書の作成、個人情報保護関連文書の周知徹底および教育
- ④個人情報を適切に取り扱っていることの監視・監督、および違反行為発見時の個人情報保護管理組織への報告
- ⑤自ら気付いたまたは他から指摘を受けた個人情報の管理方法などに関する問題点に対する是正・予防処置の実施
- ⑥部門内で発生した個人情報漏えい事故に関する調査、個人情報保護管理組織への報告、個人情報保護管理者の承認に基づく対策指示および関連部門への報告

(5) 従業員

従業員は、個人情報保護において最も重要な役割を担うことを認識し、以下の義務を遵守する。

- ①個人情報保護関連文書の遵守
- ②個人情報保護関連法令、諸規則の遵守
- ③個人情報運用責任者が実施する個人情報保護に関する教育研修の受講
- ④業務上取り扱う個人情報の適正な取得、利用および管理
- ⑤個人情報漏えい事故発生時に個人情報運用責任者への適切かつ迅速な報告
- ⑥退職時において、それ以前に業務上作成および管理していた個人情報に関する一切の資料の返却
- ⑦個人情報に関する秘密保持義務の履行

(6) 苦情・相談窓口

個人情報保護管理者は、苦情・相談窓口を設置し、本人の知り得る状態にした上で、第3章の定めに従い、社内外の本人からの苦情や相談に適切かつ迅速に対応する。

ただし、役員および従業員（派遣社員を含む）からの苦情や相談については、当該個人情報を管理する部門を苦情・相談窓口とする。

第3章 個人情報の取り扱い

第8条（個人情報の取得、利用、提供および個人情報の取り扱いの委託）

(1) 取り扱いの原則

①個人情報取扱事業者は、個人情報の取り扱いに際し会社の正当な事業の範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的を社名とともに本人の知り得る状態に掲げ、目的達成に必要な範囲に限りこれを行う。また、個人情報取扱事業者が他社から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合においても、承継前に定めた利用目的の達成に必要な範囲に限りこれを行う。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(a) 法令に基づく場合

(b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

②個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

③個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(a) 法令に基づく場合

(b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(e) 当該要配慮個人情報が、法令等により個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人

情報であるとき

(f)本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(g)個人情報保護法二十七条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

④会社は、仮名加工情報を取り扱う場合、以下の遵守すべき義務を守らなければならない。

1. 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等

(1)仮名加工情報を作成するときは、以下(a)～(c)に従い、適正な加工を行わなければならない。

(a)特定個人を識別することができる記述の削除

(b)個人識別符号の削除

(c)不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述の削除等

(2)削除情報等の安全管理措置を講じなければならない。

2. 個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務等

(1)仮名加工情報を取り扱う場合は、利用目的による制限を遵守し、利用目的の公表を行わなければならない。

(2)仮名加工情報は、使用利用する必要がなくなった場合は、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(3)仮名加工情報は、第三者提供を行ってはならない。(法令に基づく場合を除く)。

(4)仮名加工情報取り扱う場合は、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報を照合してはならない。

(5)仮名加工情報を取り扱う場合には、電話をかけ、郵便若しくは信書により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報利用を行ってはならない。

(6)仮名加工情報(個人情報であるもの)、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データの取扱いについては、次の(a)～(c)までの規定は適用しない。

(a)利用目的の変更

(b)漏えい等の報告等

(c)本人からの開示等の請求等

(7)仮名加工情報を取り扱う場合は、上記(1)～(6)の他、次の義務等を負う。

(a)不適正利用の禁止

- (b) 適正取得
- (c) 安全管理措置
- (d) 従業員の監督
- (e) 委託先の監督
- (f) 苦情処理

3. 個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務等

- (1) 仮名加工情報は、第三者提供を行ってはならない。(法令に基づく場合を除く)。
- (2) 仮名加工情報を取り扱う場合は、上記(1)の他、次の義務等を負う。

- (a) 安全管理措置
- (b) 従業員の監督
- (c) 委託先の監督
- (d) 苦情処理
- (e) 識別行為の禁止
- (f) 本人への連絡等の禁止

⑤個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱う場合、以下の遵守すべき義務を守らなければならない。

- (a) 匿名加工情報を作成するときは、適正な加工を行わなければならない。
- (b) 匿名加工情報を作成したときは、加工方法等の情報の安全管理措置を講じなければならない。
- (c) 匿名加工情報を作成したときは、当該情報に含まれる情報の項目を公表しなければならない。
- (d) 匿名加工情報を第三者提供するときは、提供する情報の項目及び提供方法について公表するとともに、提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- (e) 匿名加工情報を自ら利用するときは、元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合することを行ってはならない。
- (f) 匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、安全管理措置、苦情の処理などの措置を自主的に講じて、その内容を公表するよう努めなければならない。

(2) 取得および利用の原則

- ①個人情報取扱事業者は、個人情報の取得および利用に際し会社の正当な事業の範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な範囲に限りこれをなし、あらかじめその利用

目的を公表している場合を除き、取得後速やかに、当該目的を本人に対して通知または公表する。また、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に対して通知または公表する。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ・ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

②個人情報取扱事業者は、個人情報の取得に際し適法かつ公正な手段によって行う。

③会社は、本人の同意の有無に関わらず、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用しない。

(3) 個人情報を書面により取得する場合の措置

個人情報取扱事業者は、本人から直接書面により個人情報を取得する際には、あらかじめ、本人に対して、利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合および(2)①のただし書きに掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(4) 第三者提供を受ける場合の措置

①個人情報取扱事業者は、第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- ・ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- ・ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(a) 法令に基づく場合

(b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務

の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(e) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合

(f) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

(g) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。ただし、利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合、当該変更内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

②前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

③個人情報取扱事業者は、①項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項、第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意に関する記録を作成しなければならない。

④個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

⑤当社が、EU又は英国域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、EU又は英国域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。同様に、当社が、EU又は英国域内から充分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。(下線部は、補完的ルール(3)による)

(5) 提供の原則

個人情報取扱事業者は、個人情報の第三者への提供に際し、あらかじめ本人の同意を得て行う。個人情報を第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則に定めるところにより、当該個人情報を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意に関する記録を作成しなければならない。ただし、(4)①(a)から(g)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

なお、当社はオプトアウトによる個人情報の第三者提供は行わない。

(6) 外国にある第三者への提供

当社は、法令等の定めに基づき、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、以下のいずれかを適用する。

(a) あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意がある場合

(b) 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供をする場合

(c) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域にある第三者への提供をする場合

(a) によって外国にある第三者に個人データを提供する場合は、あらかじめ、法令等の定めるところによって、次に掲げる事項について、当該本人に必要な情報を提供すること。

(d) 当該外国の名称

(e) 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(f) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

(g) (d)～(f)に定める事項が特定できない場合、その旨及びその理由

(h) (g)に該当する場合であって、(d)～(f)の事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

(i) (g)及び(h)に該当する場合について情報提供できない場合には、(g)及び(h)に定める事項に代えて、その旨及びその理由

(b) によって外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ、法令等の定めるところによって、次に掲げる事項について、必要な措置を講じること。

(j) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容について、適切かつ合理的な方法による定期的な確認

(k) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供の停止

(1) 本人の求めを受けた場合には、情報提供することにより当該組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、遅滞なく、以下の情報の提供

1) 当該第三者による体制の整備の方法

- 2) 当該第三者が実施する相当措置の概要
- 3) (j)による確認の頻度及び方法
- 4) 当該外国の名称
- 5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- 6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- 7) 前号の支障に関して、(k)により講ずる措置の概要

(1)で、本人の求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対して、遅滞なく、その旨を通知するとともに、その理由を説明する。

当社は、EU又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。

- ① 当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合
- ② 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、補完的ルールを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合
- ③ 補完的ルール(1)記載の通り、要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。

(下線部は、補完的ルール(4)による)

(7) 委託に関する措置

個人情報取扱事業者は、個人情報の取り扱いの全部もしくは一部を委託する場合または個人情報にアクセスする機会を与える業務を委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9条（個人情報の適正管理）

(1) 個人情報の正確性の確保

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(2) 個人情報の安全性確保

個人情報取扱事業者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、または個人

情報の紛失、漏えい、滅失・き損または改竄など)の未然防止その他の個人情報の安全管理のため、個人情報保護管理者の指示に従い個人情報保護関連文書に定める組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を講じるものとする。

第4章 苦情および相談への対応

第10条(本人からの要求への対応)

- (1) 苦情・相談窓口は、本人からの開示・訂正・利用停止などの求めに応じる手続きを定め、本人の知り得る状態に置かなければならない。
- (2) 苦情・相談窓口は、本人から個人情報の利用目的の通知を求められた場合、本人に対して遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ①利用目的が本人の知り得る状態に置かれ、明らかな場合
 - ②本人または第三者の生命、身体、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
 - ③個人情報取扱事業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - ④国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行するのに対して協力する必要がある場合であって、本人への通知または公表が当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 苦情・相談窓口は、本人から自己の個人情報について開示を求められた場合、本人に対し、書面の交付による方法または本人の同意を得たその他の方法(ただし、法令により方法が定められている場合にはその方法による)により、遅滞なく、当該個人情報を開示しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ①本人または第三者の生命、身体、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
 - ②個人情報取扱事業者の業務の適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③他の法令に違反することとなる場合
- (4) 苦情・相談窓口は、本人から自己の個人情報の内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という)を求められた場合、遅滞なく必要な調査を行い、当該個人情報の内容に誤りがあったときは、これに応じるとともに、可能な範囲内で当該個人情報を取り扱っている部門および当該個人情報の提供先に対してこれを通知する。
- (5) 苦情・相談窓口は、第3章に関する規定に違反して個人情報が取り扱われていることを理由に本人から自己の個人情報の消去、または利用もしくは提供の停止(以下「利用停止等」という)を求められた場合、当該要求に理由があると判明したときは、これに応じる。ただし、当該個

- 個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りではない。
- (6) 苦情・相談窓口は、(2)から(5)に定める本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- (7) 苦情・相談窓口は、(2)から(5)に定める本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。
- (8) 苦情・相談窓口は、個人情報が未成年者に関する情報であって、当該未成年者の親またはそれに代わる法定代理人から、(2)から(5)に定める要求を受けた場合は、本人からの要求として、適切に対応する。

第11条（認定個人情報保護団体との相談・折衝）

「個人情報の保護に関する法律」に定める認定個人情報保護団体との相談・折衝は、苦情・相談窓口が対応する。（認定個人情報保護団体の対象事業者の場合）

第5章 罰則

第12条（罰則）

個人情報保護関連文書もしくは関連法令などに違反する行為、またはこれらに定められた義務を怠った従業者に対しては、契約、規則などに基づき適切に対処する。

第6章 個人情報保護関連文書の取り扱い

第13条（個人情報保護関連文書の公開）

個人情報保護関連文書は、原則として外部に公開しないものとする。外部に公開する場合には、あらかじめ個人情報保護管理者の許可を得る。

添付資料 「個人情報の第三者提供を受ける時の記録」

「個人情報を第三者提供する時の記録」

附則 この規程は、令和4年8月1日から実施する。